

## とよなか男女共同参画推進センターすてっぷホームページ広告掲載取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下「すてっぷ」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「すてっぷホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 すてっぷホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 豊中市男女共同参画推進条例（平成15年豊中市条例第48号）第3条に規定する基本理念及び豊中市の実施する男女共同参画推進施策に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) すてっぷホームページの公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- (5) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 個人の氏名広告にあたるもの
- (8) すてっぷが推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (9) 詐欺的又は不良商法とみなされるもの
- (10) 自動的にウインドウが多数開くなど閲覧者が不快と思われるサイトにリンクするもの
- (11) 契約の当事者である広告主が管理するサイト以外のサイトにリンクするもの
- (12) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、すてっぷホームページの広告として適当でないとしてすてっぷが判断するもの。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 すてっぷホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）をすてっぷに提出しなければならない。

2 すてっぷは、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、広告掲載を適当と認めた場合は広告掲載決定通知書（様式第2

号 - 01) により、広告掲載を不相当と認めた場合は広告非掲載決定通知書 (様式第2号 - 02) により、それぞれ申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第4条 広告掲載の決定を受けた者 (以下「広告主」という。) は、すてっぷが指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前にすてっぷと協議しなければならない。

3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載場所等)

第5条 広告の掲載場所は、すてっぷホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、すてっぷが指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、10枠とする。

3 すてっぷは、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や、広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、あらたに広告掲載場所を設置することができる。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 縦60ピクセル

(2) 横120ピクセル

(3) 6KB以内

(4) GIF形式 (GIFアニメ可)

2 すてっぷホームページへ掲載するバナー広告は、「JIS X 8341 - 3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」 (以下、「ウェブコンテンツ JIS」という。) の規程に配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

4 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、すてっぷと広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、すてっぷの都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数 (端数時間切捨て) に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の取消及び契約の解除)

第8条 すてっぷは、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲

載を取り消し、また、契約を解除することができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。
- (4) 天災、事変、サーバーダウン、その他の非常事態が生じ、又は生じるおそれがあると判断したとき。

(広告掲載料)

第9条 1月当たりの広告掲載料は、3,240円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又はこれらが設置した外郭団体が広告主であつて、かつ、その広告内容が男女共同参画推進に資するものであるとすてっぷが認めた場合については、広告掲載料は無料とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、すてっぷからの請求書(様式第3号)を受領した日から起算して30日以内に、すてっぷが指定する金融機関の口座に、広告掲載料を振込みにより支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由があるとするてっぷが認めるときは、すてっぷが指定する金融機関の口座への振込みに代えて、別の方法により支払うことができる。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料は返還しない。ただし、すてっぷの都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないものについては、すてっぷと広告主が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、2010年(平成22年)11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年(平成22年)12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。